

フランス家族法史の視座から

大野博実

一八〇四年のフランス民法典の起草者の言明は、家族に対する切ないほどの憧憬と称揚の熱気に満ちている。フィリップ・アリエスがいみじくも指摘するように、近代市民革命の結果、「勝利を収めたのは、個人主義ではなく、家族なのである」。様々な中間団体が否認された後も、家族は国家と個人の間に介在して「国の苗床」の役割を求められ、家族の精神は民法典全体の基調となっていたのである。にもかかわらず、そこにおいては、家族は固有の存在をもつ実体を構成せず、単なる「法的な個人間関係」に還元し尽されている。社会学的に見れば、家族が一種の集団的存在であることに異論はなからうが、一九世紀のフランス法は家族を団体的に扱う術を知らなかった。

R・テリーが教示するように、家族には三種の法律概念が存在する。伝統的概念(個人主義的概念)と団体的概念と扶養に関する概念(世帯)である。一九三〇年代から、民法典自体と諸種の特別法の中に、家族に関して団体的色彩を帯びた概念が多数出現してくる。他方、一九四一年から一九四二年にかけて、「立法研究会」は「家族の法人格に関する法律案」を発表する。この法案

は、家族に法人格を与えることによって、直接的にはウィーン政府の唱える家族の強化運動を完成させることを目指すものであった。しかし、法案の報告者であるR・サヴァティエ自身が、後に、国家の全体主義的傾向に対し、法人化された家族を家族構成員にとつて防波堤とする、と述べているように、主張のニュアンスを微妙に変えており、このため、家族法人論を直ちにナチスの国家観に基づくものと断じることが困難だと思われるが、この点の評価は今後の課題としたい。ともあれ、家族法人論には、家族に対する法人格の付与が家族の強化をもたらすという重大な誤謬が内在しており、これは法人格の本質を誤解するものであったと云わざるを得ない。もっとも、このような誤解は我が国(殊に穂積八束)の「家」法人論にも見られるものであり、かなり一般に流布した思考法であったと思われる。

ところで、ナポレオン法典家族法における夫(父)中心主義の建前への偏向と最近のフランスの家族法改正における男女平等への志向とを対比させて見るとき、家族法人論は、家族の団体的性を強調することによって、結果的に夫(父)の権威に制限を加える一契機となった、と思われる。

筆者の意図は、フランスの家族法人論を法人思想史であると同時に家族思想史でもあるものとして追究することであった。

(付記) 詳細は、拙稿「フランスの家族法人論(二)〔五〕」早大法研論集四一〜四五号を参照して頂きたい。

(千葉大学・法社会学)